和歌山県	高市郡
（略）	（略）
有田郡	明日香村
（略）	（略）
鳥取県	海南市　橋本市　田辺市　新宮市　紀の川市
（略）	（略）
東伯郡	湯浅町　広川町　有田川町
（略）	（略）
（略）	（略）
岡山県	三朝町　琴浦町
（略）	（略）
（略）	（略）
	岡山市　倉敷市　津山市　玉野市　笠岡市　井原市　総
	社市　高梁市　新見市　備前市　瀬戸内市　赤磐市　真
	庭市　美作市
（略）	（略）
（略）	（略）
福岡県	香春町　添田町
（略）	（略）
田川郡	川崎町　大任町　赤村　福智町
（略）	（略）
佐賀県	佐賀市　唐津市　多久市　伊万里市　武雄市　鹿島市
	嬉野市　神埼市
（略）	（略）
長崎県	小値賀町
（略）	（略）
北松浦郡	御船町　甲佐町　山都町
（略）	（略）
熊本県	（略）
（略）	（略）
上益城郡	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

和歌山県	（略）
（略）	（略）
有田郡	（略）
（略）	（略）
鳥取県	（略）
（略）	（略）
東伯郡	三朝町　湯梨浜町　琴浦町
（略）	（略）
（略）	（略）
岡山県	岡山市　倉敷市　津山市　玉野市　笠岡市　井原市　総
（略）	社市　高梁市　新見市　備前市　瀬戸内市　赤磐市　真
（略）	庭市　美作市　浅口市
（略）	（略）
（略）	（略）
福岡県	添田町　川崎町　大任町　赤村　福智町
（略）	（略）
田川郡	佐賀市　唐津市　多久市　伊万里市　武雄市　鹿島市
（略）	小城市　嬉野市　神埼市
（略）	（略）
長崎県	小値賀町　佐々町
（略）	（略）
北松浦郡	益城町　甲佐町　山都町
（略）	（略）
熊本県	（略）
（略）	（略）
上益城郡	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年八月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀞町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、施行日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3　施行日から平成三十年九月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、同日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀞町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、同日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。